

# 中国における特許出願事務ガイド ブック改訂（前編）

北京銀龍知識産権代理有限公司  
(Dragon Intellectual Property Law  
Firm)

任 向然  
市場本部 日本部



北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の認可を受け設立された代理機構である。任は、2012年に北京銀龍に入社し、国家知識産権局に対する手続面に関する豊富な知識を有し、また、中国人民大学の法学修士号を有している。現在、市場本部において、日本の企業、特許事務所への中国知財に関する手続面のサポートの責任者を担当している。

## 【概要】

特許（実用新案、意匠含む）出願事務ガイドブックである「特許出願の受理と審査事務ガイド（特許申請受理和審批弁事指南）」は、2019年10月に公表されて利用が開始された比較的新しいガイドブックである。2021年6月に改訂版が公表された。本稿では、2021年版のガイドブック（以下「新版ガイドブック」という）について解説する。前編では、法律・法規の改正に起因する改訂（ガイドブック第1部、第10部、第12部、第24部、第7部）について解説する。

なお、外国との関連合意における変化（ガイドブック第21部、第22部）、費用の減額請求の承認の簡素化（ガイドブック第3部）、権利の回復請求の承認要件の明確化（ガイドブック第5部）、財産保全の執行に対する協力（ガイドブック第25部）については後編（URLが決まったら追記）で解説する。

## 【詳細及び留意点】

「新版ガイドブック」の構成は、次のとおりであり、全189頁である。

第1部 特許出願の受理と承認	第9部 実用新案の特許検索報告
第2部 PCT出願が国内段階に入る承認	第10部 優先権主張の承認
第3部 費用の減額請求の承認	第11部 優先権主張の補正
第4部 特許出願の法律手続文書の取扱い	第12部 特許出願の授權公告及び証書頒布
第5部 権利の回復請求の承認	第13部 優先権主張の取下の承認
第6部 誤りの訂正請求の承認	第14部 秘密にする特許の確定
第7部 権利帰属の紛争による手続中止請求の承認	第15部 電子出願のユーザ登録の承認
第8部 特許権評価報告	第16部 電子出願のユーザ登録情報の変更の承認

第17部 紙出願から電子出願への変更の承認	第21部 中国－欧州の優先権の電子交換
第18部 専利登記簿副本の手続	第22部 PPH申請の承認
第19部 専利出願包袋の閲覧と複製	第23部 PCT国際出願の承認
第20部 優先権書類のデジタルアクセスサービス (DAS)	第24部 専利出願の優先審査
	第25部 財産保全の執行に対する協力

各部の内容面を見ると、手続の法律根拠、出願人側および国家知識産権局側の手続内容、印紙代、問い合わせ窓口などの情報が記載されている。

法律根拠の欄には、専利法、実施細則、審査指南の条文内容が詳細に記載され、また、審査指南に記載されていない印紙代、問い合わせ窓口の情報などが含まれており、専利代理機構を利用せずに自ら出願手続を行っている出願人の利便性向上を主な目的としていると理解できる。

今回の「新版ガイドブック」への改訂は、単なる表現上の変更も含まれているが、「特許出願事務ガイドブック」の2019版（以下、「旧版ガイドブック」という）が公表された後の下記のような事情の変化に基づく改訂である。

- ①審査指南の改訂、第4次改正専利法の施行など法律・法規の改正
- ②外国との関連合意における変化
- ③プロパテント政策に応じた、財産保全執行規定の明確化の必要性の高まり
- ④専利局の部門名称の変更

「新版ガイドブック」における主な改訂内容のうち、前編では上記①に関する内容について解説し、後編では、上記②、③の内容に加えて、今回の改訂で第3部の費用の減額請求の承認の簡素化、第5部の権利の回復請求の承認要件の明確化が行われているため、それらについても解説する。

## 1. 法律・法規の改正に起因する改訂

### (1) 専利法第4次改正に起因する改訂

「旧版ガイドブック」の「第1部 専利出願の受理と承認」の法律根拠である「『中華人民共和国専利法』の第三条、第四条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十六条、第二十七条及び第二十八条」が、「『中華人民共和国専利法』の第三条、第

四条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十六条、第二十七条及び第二十八条」に改訂された。

なお、上記改訂に係る専利法の条文は、専利法改正において条文番号のみが変更されただけで、条文内容は変更されていない。

旧版ガイドブックの「第10部 優先権主張の承認」における法律根拠に対して専利法第4次改正に対応した改訂が行われ、意匠の国内優先権制度の導入が反映され、優先権書類の副本の提出期限が緩和された。具体的には、以下のとおりである。

旧版ガイドブック	新版ガイドブック
『中華人民共和国専利法』（主席令第8号）第二十九条、第三十条 第二十九条 第二項 出願人が発明または実用新案を中国で初めて専利出願した日から12か月以内に、国務院専利行政部門に同様のテーマについて専利を出願する場合、優先権を受けることができる。	『中華人民共和国専利法』（主席令第8号）第二十九条、第三十条 第二十九条 第二項 出願人が発明または実用新案を中国で初めて専利出願した日から12か月以内に、 <u>または、意匠を中国で初めて専利出願した日から6か月以内に、</u> 国務院専利行政部門に同様の主題について専利を出願する場合、優先権を受けることができる。
第三十条 出願人が優先権を主張する場合、出願時に書面で声明を出し、かつ3か月以内に最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。書面で声明を出さない、または期限を過ぎても専利出願書類の副本を提出しない場合は、優先権を主張していないものと見なされる。	第三十条 <u>出願人が発明、実用新案の専利優先権を主張する場合、出願時に書面で声明を出し、初めて専利出願した日から16か月以内に最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。出願人が意匠の専利優先権を主張する場合、出願時に書面で声明を出し、3か月以内に最初に提出した専利</u>

	<p><u>出願書類の副本を提出しなければならぬ</u>。出願人が書面で声明を出さない、または期限を過ぎても専利出願書類の副本を提出しない場合は、優先権を主張していないものと見なされる。</p>
--	---

#### (2) 国家知識産権局公告第 272 号に起因する改訂

旧版ガイドブックの「第 12 部 専利出願の授権公告及び証書頒布」について、権利者の経済的負担を軽減するために、2018 年 6 月 15 日に発表された「国家知識産権局公告第 272 号」を根拠として、一部の料金の徴収の停止、免除、調整がなされた。

#### (3) 専利優先審査管理弁法の改訂に起因する改訂

旧版ガイドブックの「第 24 部 専利出願の優先審査」における法律根拠について、『専利優先審査管理弁法』の第七条が追加されたことにより、新版ガイドブックでは、「『専利優先審査管理弁法』（国家知識産権局令第 76 号）の第二条、第三条、第五条、第七条、第八条、第九条、第十条」に改訂し、優先審査を請求する専利出願または専利復審案件は電子出願でなければならないこと（第七条）が規定され、異なる優先審査請求の提出主体に対する要求（第八条）および審査意見の通知（第九条、第十条）について明確にされている。

#### (4) その他（法律根拠の変更）

旧版ガイドブックの「第 7 部 権利帰属の紛争による手続中止請求の承認」における法律根拠の「『専利法実施細則』（国务院令第 306 号）の第八十二条、第八十六条」が、「『専利法実施細則』（国务院令第 306 号）の第八十六条、第八十八条」に改訂され、手続中止の手順が明確にされている。

外国との関連合意における変化、費用の減額請求の承認の簡素化、権利の回復請求の承認要件の明確化、財産保全の執行に対する協力については、「中国における特許出願事務ガイドブック改訂（後編）」をご覧ください。

**【出典】**

『专利申请受理和审批办事指南』（2021 改訂版）

<https://www.cnipa.gov.cn/attach/0/fabc1696f5674a7c84681a9556f15a85.pdf>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）